

令和4年12月26日

国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所長

フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）の試行に係る
発注予定情報の公表及び参加意思表明等の申請受付について

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所におけるフレームワークモデル工事（総合評価落札方式）（以下、「FW工事」という。）の試行にて発注を予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

また、以下1．発注予定情報の工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿（以下、「特定企業名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表明申請書及び工事実績資料（以下、「申請書及び資料」という。）を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。

また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下2．参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第16（以下、「指名基準」という。）により指名されないことがあります。

なお、当該工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事です。

※FW工事とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

1. 発注予定情報

- 1) 案件名：荒川下流ブロック（B+C等級工事）
- 2) 箇所数：5箇所程度
- 3) 河川名：荒川
- 4) 工事箇所：東京都江戸川区松島四丁目地先～東京都江戸川区松島二丁目地先
- 5) 入札予定：令和5年2月
- 6) 概要：河川土工、法覆護岸工

2. 参加するための要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち一般土木工事 B 又は C 等級に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) B 等級の業者にあっては関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第 3 条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）また、C 等級の業者にあっては東京都内又は埼玉県内に建設業法に基づく本店を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第 3 条に記載されている事務所の所在地が東京都内又は埼玉県内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）
- (5) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 % 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
- (ア) 河川における低水護岸工事であること。
- 経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか 1 社が上記の施工実績を有すること。
- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去 2 年間の工事成績評定点の平均点が 2 年連続で 60 点未満でないこと。
- (7) 当該工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (8) 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が 3 年以上あること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わぬこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 手続きにおける担当部局

〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1
関東地方整備局 荒川下流河川事務所 工務課
電話 03-3902-2314 (直通)
電子メール送付先： ktr-arage-nyusatu@gxb.mlit.go.jp

4. 申請書及び資料の作成、確認等

参加希望者は、2. 参加するための要件を満たしていることを証明するため、下記（1）～（5）に従い、申請書及び資料を提出し、荒川下流河川事務所長から参加するための要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加するための要件を満たしていないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

（1）参加意思表明申請書について

申請書は、様式－1により作成し、該当箇所をチェックした「参加意思表明申請時における提出書類及び添付資料一覧表」（別記様式－1－1）を必ず添付すること。

（2）同種工事の施工実績について

1) 2. 参加するための要件の企業の同種工事の施工実績の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

2) 2. (5) に掲げる要件を満たしていることを判断できる企業の同種工事の施工実績及び2. (4) に掲げる要件を満たしている事務所の所在地を様式－2に記載すること。

同種工事の施工実績については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。また、指名競争入札における契約手続きを行うにあたり必要事項を記載すること。

3) 記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、C O R I N S 登録番号を必ず記載するものとし、C O R I N S の写しの提出は不要とする。登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下「C O R I N S 等」という。）の写しを提出するものとする。

なお、C O R I N S 等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等確認できる資料を必ず添付すること。

4) 記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれかの施工実績を記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。その場合は、協定書の写しを添付すること。

(3) 災害時の基礎的事業継続力認定について

申請書及び資料の提出期限日における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無を別記様式－1－1に記載し、認定を受けている場合、認定書の写しを提出すること。

7. (2) ①の申請書及び資料の提出期限日において、認定期間中であることを証明する認定証の写しを提出すること。提出がない場合は評価しない。

なお、参加希望者の属する本店（本社）等に対する認定証を提出すること。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に災害時の基礎的事業継続力の認定がある場合に評価するため、それぞれの認定証の写しを提出すること。

(4) 災害協定等に基づく活動実績の有無

平成29年4月1日以降に、完成・引き渡しが完了した災害協定又は災害時発生時の要請等に基づく活動による地域貢献の実績の有無を別記様式－1－1に記載し、活動実績がある場合、様式－3に記載すること。

災害協定に基づく災害工事等の実績または、関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」がある場合に評価する。

なお、実績として申請できる件数は2件までとし、災害協定等に基づく活動実績の評価点の上限は10点とする。なお、一つの評価基準で2件の申請も可とするが、その場合、同一の災害名の場合は1件として評価する。

災害協定による活動の場合、実績を証明する協定書及び当該協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を提出すること。提出がない場合は実績として認めない。なお、国の機関、地方公共団体、特殊法人等と協会等により締結された協定に基づく活動においても対象とする。

災害発生時の要請による活動の場合、関東地方整備局本局又は各事務所が発行した災害活動証明書の写しを提出すること。提出がない場合は実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に災害協定等に基づく活動による実績がある場合に評価するため、それぞれの実績を記載すること。

(5) 賃上げの実施に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式－4－1又は様式－4－2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙－1）を提出すること。（提出がない場合は加点しない）なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに関東

地方整備局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－2）の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－2）を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出すること。（※3）

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－3）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 奉給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※1 及び2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－3）を翌年の1月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出すること。（※3）

上記の資料を提出する際には受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。複数の受注案件がある場合は全ての受注件名を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の「法人事業概況説明書」（別紙－2）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－3）は1件分の提出で構わない。問い合わせ先、提出場所及び提出方法は以下のとおり。

①問い合わせ先及び提出場所

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2－1

関東地方整備局総務部契約課調査係

電話：048-601-3151

②提出方法

持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出すること。

上記の期限までに書類が提出されない場合（※3）又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点

を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

- ※1 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙－2の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙－3の「支払金額」とする。
- ※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。
- ※3 賃上げを開始する月が、事業年度開始月よりも、また暦年においては1月よりも後になる場合においては、賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができるため、事業年度においては当該事業年度終了月の翌々月末、暦年においては翌年1月末までに、関東地方整備局総務部契約課調査係に賃上げ実施期間と例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していることが確認出来る書類（任意様式）を提出するものとする。なお、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の翌々月末までとする。

ただし、以下の①～③に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することが出来なかつた者については、減点措置を課さないこととする。

- ① 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- ② 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- ③ ①及び②に該当しない場合であつても、次のⅠ～Ⅲのような自らの責によらない場合でかつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。なお、事実を客観的に証する書類とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

- Ⅰ 自然灾害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な灾害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業所等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- Ⅱ 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- Ⅲ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一

部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

5. 総合評価の項目

(1) 評価の項目

①企業の技術力

下記における評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目における評価点の最高点の合計を 10 点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
災害協定等に基づく活動実績の有無 「過去 5 年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無」 ※実績として申請できる件数は 2 件までとし、災害協定等に基づく活動実績の評価点の上限は 10 点とする。なお、一つの評価基準で 2 件の申請も可とするが、その場合、同一の災害名の場合は 1 件として評価する。	a) 東京都又は埼玉県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局 荒川下流河川事務所」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局 荒川下流河川事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする b) 東京都又は埼玉県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局 荒川下流河川事務所」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」（以下、「支援等」という。）の実績あり 東京都又は埼玉県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局 荒川下流河川事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする c) 東京都又は埼玉県内において実施された国の機関（「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 荒川下流河川事務所」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり 東京都又は埼玉県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、関東	5 3 3

	地方整備局各事務所（「関東地方整備局 荒川下流河川事務所」を除く）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする	
	d) 東京都又は埼玉県内に本店が所在し、「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり 東京都又は埼玉県内に本店が所在し、「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により関東地方整備局本局又は関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする	3
	e) 災害活動実績なし	0

②賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
賃上げの実施を表明した企業等	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	1
	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
	表明なし	0

③施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。なお、最高点を30点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分	15

	確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「貨上げの実施に関する評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、FW工事における契約手続きにおいて、落札者(予定者を含む。)となった者は、同一のFW工事による他の工事の落札者となることが出来ない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らぬ

いこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算点」の最高点を 11 点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②の評価項目に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。
 - ①企業の技術力
 - ②賃上げの実施に関する評価
 - ③施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- 5) 入札参加者の申込みに係る価格（VE 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費等については 30%をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、2) ③の施工体制の審査を特に重点的に行う。

7. 申請書及び資料の提出方法

- (1) 4. 申請書及び資料の作成、確認等により作成した申請書及び資料を提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。
 - ①受付期間：令和 4 年 1 月 26 日（月）から令和 5 年 1 月 16 日（月）まで
(就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は除く。))
 - ②受付場所：3. 手続きにおける担当部局に同じ。
 - ③提出方法：上記②に申請書及び資料を郵送、託送又は電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。ただし、電子メールによる

場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。
なお、押印する場合は、申請書の表紙に押印すること。

(3) 申請書及び資料の提出による荒川下流河川事務所長からの確認結果（特定企業名簿への掲載の有無）は令和5年1月26日（木）までに電子メールにより通知する。

(4) 押印省略

契約手続きで使用する様式（契約書及び契約締結を委任する委任状を除く）を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は2以上）」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式〇と同じ」と記載すること等により、2つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。

(5) その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②荒川下流河川事務所は、提出された申請書及び資料を、参加するための要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）
- (4) 本文書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。